

(案)

# 平成26年4月1日から、 旅行代理店を活用した、 船員保険の新しい保養事業が始まります。

全国健康保険協会が指定した旅行代理店の  
協定施設を利用する場合に、船員保険から  
宿泊料金の一部補助が受けられるようになります。

協定施設とは、指定旅行代理店と契約を結んでいる  
旅館・ホテル・民宿などの宿泊施設のことです。

**全国健康保険協会指定旅行代理店：**  
**株式会社** ・ **株式会社**



## 対象となる方・補助の内容

船員保険の被保険者および被扶養者 ・ 宿泊者1人につき、1泊3,000円

宿泊料金が3,000円未満の場合、宿泊料金の額がそのまま補助金額になります。  
補助を受けられる回数は、1人当たり年間(4月～翌年3月までの間) 2泊まで  
となります。

## 補助の対象となる宿泊

平成26年4月1日以降に、指定旅行代理店へ電話または窓口で予約・手続きされたもの。

**平成26年3月31日までに予約・手続きされたものは対象となりませんので、  
ご注意ください。**

協会けんぽ 船員

検索

新しい保養事業の内容につきましては、  
船員保険部ホームページをご覧ください。  
下記の連絡先あてにお問い合わせください。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL : 0570-300-800

IP電話やPHSからは、03-6862-3060  
にお電話ください。

利用のお手続きは、裏面の「利用手続きの流れ」をご確認ください。

## 新しい保養事業・利用手続きの流れ

旅行代理店で宿泊予約していただくことから、手続きスタートです！



### 旅行代理店で宿泊予約（電話または窓口で手続）

予約される際に、宿泊者が船員保険の被保険者または被扶養者である旨を必ずお申し出ください。



### 全国健康保険協会 船員保険部へ申込書を提出

（郵送手続・宿泊の10営業日前までに必着）

指定旅行代理店で宿泊施設を予約された後、利用申込書に必要事項をご記入のうえご提出ください。



全国健康保険協会  
船員保険部

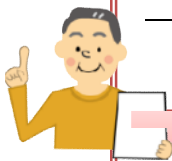
### 承認後の申込書に補助金額を記載・押印して返送

船員保険加入記録、予約された協定施設の名称・料金等補助金額を計算するために必要な事項を確認いたします。

利用者

### 承認を受けた申込書を提示して、料金の支払、クーポン券の受取り

補助金額分を減額した料金のお支払となります。支払後、旅行代理店から利用のためのクーポン券が発行されます。



### クーポン券を使用して宿泊

利用当日まで、クーポン券は大切に保管してください。



指定旅行代理店

協定施設（旅館・ホテル・民宿など）

全国健康保険協会船員保険部への「保養施設利用申込書」用紙は、各旅行代理店の窓口に備え付けております。

また、船員保険部ホームページから印刷いただくこともできます。

なお、お電話による用紙送付も承ります。おもて面に記載の電話番号へご連絡ください。

予約の詳細は、各指定旅行代理店へ電話または窓口にてご確認ください。



新しい保養事業は、以下の場合ご利用いただけません。ご注意ください。

- ・宿泊地が海外である場合。
- ・業務上の宿泊である場合（出張や研修受講のため等）。
- ・旅行開始日の10営業日前までに、全国健康保険協会船員保険部へ「保養施設利用申込書」を提出されていない場合。
- ・宿泊当日に船員保険の被保険者または被扶養者でなくなっている場合。

予算の範囲内で実施する事業となりますので、皆様からのお申込みの状況次第では、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。